**平成２１年（フ）第２０号**
和歌山県御坊市湯川町財部780番地４
破産者　トレビアンこと　塩﨑　吉彦
１　決定年月日　平成21年11月９日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
和歌山地方裁判所御坊支部

**平成２０年（フ）第９０２号**
愛媛県東温市横河原207番地３
破産者　藤原　清司
１　決定年月日　平成21年11月９日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
松山地方裁判所

**平成２１年（フ）第１２５号**
愛媛県松山市余戸西６丁目11番21号
破産者　宮竹　　勝
１　決定年月日　平成21年11月９日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
松山地方裁判所

**平成２０年（フ）第９２号**
大分県杵築市大字本庄1412番地１
破産者　有田　昭二
１　決定年月日　平成21年11月９日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
大分地方裁判所杵築支部破産係

**平成２１年（フ）第４４４号**
宮崎市高岡町飯田2478番地
破産者　永山ヨリ子
１　決定年月日　平成21年11月９日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
宮崎地方裁判所破産係

## 破産手続廃止及び免責許可決定中更正

**平成２０年（フ）第１１４号**
岐阜県可児郡御嵩町御嵩1822番地155
破産者　関　　愼夫
１　主文　当裁判所が平成21年10月29日になした破産手続廃止及び免責許可決定中、破産者の住所につき「岐阜県可児市緑ケ丘３丁目189番地１」とあるを「岐阜県可児郡御嵩町御嵩1822番地155」と更正する。
２　決定年月日　平成21年11月９日
岐阜地方裁判所御嵩支部

## 破産債権の届出期間及び一般調査期日

**平成２１年（フ）第５５２号**
広島市中区江波南２丁目12番10―509号
破産者　廣森　保彦
１　破産債権の届出期間　平成21年12月９日まで
２　一般調査期日　平成22年１月25日午後３時30分
平成21年11月９日
広島地方裁判所民事第４部

**平成２０年（フ）第９４６８号**
大阪市東成区中本５丁目12番31―504号
破産者　ジー・キューブこと　後藤田浩司
１　破産債権の届出期間　平成21年12月10日まで
２　一般調査期日　平成22年１月21日午後４時
平成21年11月10日
大阪地方裁判所第６民事部

**平成２０年（フ）第５８３６号**
大阪府豊中市熊野町１丁目４番40号
破産者　和氣　富時
１　破産債権の届出期間　平成21年12月14日まで
２　一般調査期日　平成22年１月21日午後４時
平成21年11月９日
大阪地方裁判所第６民事部

## 債権者集会招集

**平成２０年（フ）第１０９号**
福岡県うきは市浮羽町山北1970番地の１
破産者　株式会社アクロス
１　期日　平成21年11月30日午前10時15分
２　会議の目的　破産管財人の任務終了による計算の報告
平成21年11月10日
福岡地方裁判所久留米支部

**平成１９年（フ）第５２４号**
福岡県久留米市東合川１丁目９番10号
破産者　ゲラン商事株式会社
１　期日　平成21年12月14日午後１時45分
２　会議の目的　破産管財人の任務終了による計算の報告
平成21年11月９日
福岡地方裁判所久留米支部

**平成２１年（フ）第３７号**
長崎県島原市有明町湯江乙2496番地３
破産者　宮﨑　友子
１　期日　平成21年12月14日午前11時
２　会議の目的　破産管財人の任務終了による計算の報告
平成21年11月10日
長崎地方裁判所島原支部破産係

## 書面による計算報告

次の破産事件について、破産管財人から任務終了による計算の報告書の提出があった。破産法89条３項に規定する者は、計算に異議があれば、以下の期間内に裁判所に異議を述べなければならない。

**平成２１年（フ）第４号**
北海道室蘭市中島町１丁目６番15号、前住所
北海道室蘭市知利別町２丁目18番19号
破産者　相馬　善男
異議申述期間　平成21年12月10日まで
平成21年11月10日
札幌地方裁判所室蘭支部破産係

**平成１９年（フ）第３１８号**
山口県美祢市美東町赤2532番地
破産者　小田　政男
異議申述期間　平成21年12月11日まで
平成21年11月10日
山口地方裁判所民事部破産係

**平成２０年（フ）第２６３号**
山口県宇部市大字川上1291番地の５
破産者　株式会社ハマケン
異議申述期間　平成21年12月15日まで
平成21年11月10日　山口地方裁判所宇部支部

**平成１９年（フ）第２４１号**
富山県射水市新堀34番地
破産者　共栄コンクリート株式会社
異議申述期間　平成21年12月28日まで
平成21年11月９日　富山地方裁判所高岡支部

**平成１９年（フ）第３１４号**
宮崎県東諸県郡国富町大字森永2515番地３、前住所宮崎県西都市大字調殿374番地２
破産者　日髙美佐子
異議申述期間　平成22年１月12日まで
平成21年11月10日　宮崎地方裁判所破産係

## 特別清算開始

**平成２１年（ヒ）第２１０８号**
東京都渋谷区桜丘町24番１号
清算株式会社　株式会社日中旅行社
代表清算人　緒方　延泰
１　決定年月日　平成21年11月６日
２　主文　清算株式会社につき特別清算の開始を命ずる。
東京地方裁判所民事第８部

## 特別清算終結

**平成２１年（ヒ）第３号**
横浜市中区山田町３番地７
清算株式会社　株式会社テラキ．ＩＣ　ａｎｄ　ＩＳ
１　決定年月日　平成21年11月９日
２　主文　本件特別清算手続を終結する。
横浜地方裁判所第３民事部

## 更生手続開始

**平成２１年（ミ）第３０号**
栃木県那須塩原市塩原323番地
更生会社　株式会社塩原観光ホテル
代表者代表取締役　伊東　弘子
１　決定年月日時　平成21年11月９日午前11時
２　主文　株式会社塩原観光ホテルについて更生手続を開始する。
３　管財人　髙木　裕康
４　更生会社の債務者及び更生会社の財産を所持している者は、更生会社（代表取締役）に債務を弁済し、又はその財産を交付してはならない。
５　更生債権又は更生担保権の届出をすべき期間　平成21年12月22日まで
６　更生債権又は更生担保権の一般調査期間　平成22年２月２日から平成22年２月16日まで
７　更生会社並びに届出をした更生債権者等及び株主が更生計画案を提出することができる期間　平成22年３月30日まで
８　管財人が更生計画案を提出すべき期間　平成22年４月９日まで
東京地方裁判所民事第８部